

2019（平成 31）年度 桑名市地域包括支援センター

設置・運営・事業運営方針について（案）

【1】地域包括支援センターの設置（下表参照のこと）

- ①担当区域
- ②地域包括支援センターの委託先の法人
- ③委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

地域包括支援センター	①担当地区	②委託先法人名	③委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業
東部地域包括支援センター	精義・立教・城東・修徳・大成	医療法人 普照会	通所介護 通所リハビリ
西部地域包括支援センター	桑部・在良・七和・久米	社会福祉法人 憩	通所介護 短期入所生活介護
南部地域包括支援センター	日進・益世・城南	医療法人 尚徳会	訪問看護・訪問介護 通所介護 訪問リハビリ・通所リハビリ
北部西地域包括支援センター	筒尾・松ノ木・大山田・星見ヶ丘・野田・藤が丘・陽だまりの丘・新西方・多度	社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会	訪問介護 通所介護
北部東地域包括支援センター	大和・深谷・長島	社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会	訪問介護 通所介護

【業務委託の理由】

- ①上記の事業者は、昨年度も委託事業者として本委託業務を担っており、その運営実績はそれぞれ申し分のない内容であった。
- ②上記の事業所には、本委託業務を遂行するにあたっての高度な専門性や豊富な経験はもちろんのこと、何よりもこれまで培ってきた地域住民等との深い関係の蓄積がある。

これらを総合的に鑑み、市内各地区を担当する事業者として他に代行することが可能な事業者が存在しないため上記事業者を 31 年度も委託事業者として指定することとしたい。

【2】地域包括支援センターの運営に関すること

毎年、市が設定するテーマに基づいて各包括支援センターからのプレゼンテーションによる評価審査（一次評価）、及び翌年度当初に自己評価表の提出とこれに対するヒアリング（二次評価）、をそれぞれ実施する手法を用いて運営に係る評価を行っている。

【3】事業運営方針

別添「資料2-2」、「資料2-3」を参照のこと。